

## ご旅行条件書（国内/海外手配旅行）

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

- (1)「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。 )とは、株式会社ECC ECC海外留学センター（以下「当社」といいます。 )がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (2)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等を支払う運賃・料金その他の費用のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする航空券、乗車船券、宿泊券、各種パウチャー等に記載するほか、本ご旅行条件書並びに当社旅行予約款（手配旅行契約の部）によります。
- (4)当社が善良な管理者の注意をもって、旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供について契約を締結出来なかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。

### 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は、旅行代金・取扱料・取消手数料その他、お客様が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立いたします。
- (3)本項(2)の規定にかかわらず、次の場合は申込金の支払いを受けることなく、旅行契約は成立いたします。
  - ①申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。郵送の場合は当社が受信した時点、ファクシミリ、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立いたします。
  - ②団体・グループ契約において契約責任者に申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。
  - ③旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(チケット、ホテルクーポン等を含む)をお渡しする場合、当社が口頭によりお申し込みを承諾した時点で契約は成立いたします。
- (4)PEX航空券、発券期限付き事前購入型引航航空券、海外発航空券など発券期限のある航空券の場合には、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。
- (5)お申し込み及び申込書への記入において、氏名(スペル)はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申し込みください。

### 3. お申し込み条件

- (1)お申し込み時点で18歳未満の方は、親権者の同意が必要です。
- (2)健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社がご案内申し上げますので旅行中に必要とされる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は手配した運送・宿泊機関等にその旨をお伝えします。
- (3)お客様が、暴力団員、暴力団関係員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (4)お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に及ぶ脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (5)お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (6)その他当社の業務上の都合により、お申し込みをお断りすることがあります。

### 4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は請求書に記載した期日までに支払いただきます。旅行代金のお支払期日は航空券の種類、宿泊機関の条件によって異なります。またピーク時期や混雑状況など航空会社の予約事情により当社に対し急遽発券依頼が入ることもあり、その場合には支払期日が早まります。

### 5. 旅行代金の変更

- (1)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2)当社は、実際に要した旅行代金と取戻した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。
- (3)お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合は、航空会社から片道航空券普通運賃、又は当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収されることがあります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

### 6. 契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
- ①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含む）。
  - ②当社所定の変更手数料

### 7. 旅行契約の解除

- (1)お客様は本項(5)に定める料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

- (2)当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて既に取戻した旅行代金を払い戻しいたします。
- (3)お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に本項(5)に定める料金をお支払いいただきます。
- (4)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項(5)に定める料金をお支払いいただきます。
- (5)本項(1)(3)(4)に該当するときは、次の料金をお支払いいただきます。
  - ①お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます）。
  - ②当社所定の取消手数料
  - ③当社が得るはずであった取扱料

### 8. 団体・グループ手配

- 同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込みした旅行契約については、以下により取り扱います。
- (1)当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者の間で取り扱います。
  - (2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
  - (3)契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第17項による第三者提供が行なわれることについて、構成員本人の同意を得るものとします。
  - (4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
  - (5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

### 9. 当社の責任

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の日から起算し2年以内)に当社に対して通知があった場合に限り、)。
- (2)手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内(国内旅行は14日)に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償いたします(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)。
- (3)当社はお客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由(以下に例示)により被害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、又は旅行日程が変更された場合
  - ②航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取り消され、又は搭乗を拒否された場合
  - ③お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時間の確認を怠ったため予約を取り消され、又は航空券が無効になった場合
  - ④お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、若しくは搭乗手続後に予定便に搭乗できなかった場合
  - ⑤お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合
  - ⑥旅券(パスポート)の残存有効期間の不足及び査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、入国が出来ない場合
  - ⑦パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合
  - ⑧お客様のご都合又は乗り遅れにご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

### 10. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社予約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

### 11. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかのご確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

### 12. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ: <https://www.forth.go.jp/> で確認ください。

### 13. 海外危険情報について

- (1)渡航先（国又は地域）によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、下記の「外務省海外安全ホームページ」: <https://www.anzen.mofa.go.jp/> までご確認ください。
- (2)旅行のお申し込み後、ご出発までに旅行の目的地に外務省より「海外危険情報：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出され

た場合は、当社は旅行契約の内容を変更し、または解除することがあります。なお、当社が安全に対し適切な処置がとられると判断して旅行を催行する場合があります。この場合お客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止、または日程を変更する場合があります。

### 14. その他

- (1)当社では、お客様のご都合による取り消しの場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。
- (2)航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関しのお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。また、マイレージに關しての責任は当社では負いかねます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (3)航空会社の受託手荷物については、無料で預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要で、旅行及び航空会社ごとに異なりますので航空会社等にご確認ください。
- (4)お申し込みのお名前はパスポートのスペル通りにお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交替や変更ではなく取り消し扱いとなり、取消料、旅行業務取扱料、取消手数料の対応となりますのでご注意ください。
- (5)航空機への搭乗手続きは余裕を持って行ってください。また、予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻等をご確認ください。

### 15. 燃油サーチャージについて

- (1)燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。
- (2)契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分を追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。
- (3)お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書類の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

### 16. 個人情報の取扱いについて

- (1)当社は旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び連絡先等、あらかじめ電子的方法で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際は、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
  - (2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用して頂くことがあります。なお、当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報取り扱い管理者の氏名については、当社ホームページ (<https://www.lets.ecc.jp>) をご覧ください。
  - (3)当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、旅行申し込み箇所、ご出発の10日前までにお申し出ください。
- お問い合わせ窓口：電話：06-6352-7144 FAX：06-6352-7244  
E-mail： [goabroad@ecc.co.jp](mailto:goabroad@ecc.co.jp)  
営業時間：月～土曜日11:00～19:00（日曜、祝日、年末年始除く）

### 17. 約款準拠

本手配旅行契約取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業務約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、旅行業務約款(手配旅行の部)を優先いたします。当社旅行業務約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業務約款は、当社ホームページ <https://www.lets.ecc.jp> からご覧いただけます。

2026年4月1日

株式会社ECC ECC海外留学センター  
観光庁長官登録旅行業第2145号  
一般社団法人日本旅行業協会正会員  
一般社団法人海外留学協議会正会員  
一般社団法人海外留学サービス審査機構認証事業者  
名古屋市中村区名駅4-8-26 エニシオ名駅5F  
TEL 052-561-0146  
総合旅行業務取扱管理者 藤井啓文